

○経済産業省告示第六十九号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定に基づき、平成二十年経済産業省告示第百八十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月二十九日から施行する。

平成二十八年三月二十九日

経済産業大臣 林 幹雄

第二号から第六号までを次のように改める。

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に

基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

四 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送(同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

五 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して役務の提供を行う場合

六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して役務の提供を行う場合

第九号中「貨物の開発等に係る技術」を「ために役務」に改め、同号を第十三号とし、第八号の次に次の四号を加える。

九 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)に基づく後方支援活動及び搜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

十 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第四百四十五号)に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために役務の提供を

行う場合

十一 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置として役務の提供を行う場合

十二 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために役務の提供を行う場合

本則に次の一号を加える。

十四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う

場合

○経済産業省告示第七十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号ホ及びへの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月二十九日から施行する。

平成二十八年三月二十九日

経済産業大臣 林 幹雄

第二号1中「当該業務の終了後本邦に輸入すべきもの」の下に「、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び搜索救助活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該活動の終了後本邦に輸入すべきもの、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該活動の終了後本邦に輸入すべきもの、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による

行動関連措置の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該措置の終了後本邦に輸入すべきもの、武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該停船検査又は回航検査の終了後本邦に輸入すべきもの」を加え、「対処の用に供するために」の下に「海上保安庁が」を、「海賊対処行動の用に供するために」の下に「自衛隊が」を、「当該海賊対処行動の終了後本邦に輸入すべきもの」の下に「、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び搜索救助活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該活動の終了後本邦に輸入すべきもの」を加え、「第八十二条に基づく海上における警備行動」を「第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置」に、「当該行動」を「当該措置」に、「同法第八十四条の三」を「同法第八十四条の四」に改める。